



三重県中小企業・小規模企業振興条例

Vol. 6.1

 三重県

平成31年4月

「三重県中小企業・小規模企業

～中小企業・小規模企業は、地域経済の

なぜ、条例が必要なのか？

中小企業・小規模企業は、県内企業数の99.8%、従業者総数の88.7%を占め※、地域の雇用や経済、社会を支えている重要な存在です。 ※出典：2018年版中小企業白書

昨今、国際的な競争の激化など世界経済の構造変化への対応や、少子高齢化、地域の過疎化など新たな社会的な課題の解決への対応が求められています。今まさに、県内の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化をチャンスとして捉えて、時代の変化に対応していくことが必要となっています。

県では、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要課題として位置づけ、必要な支援を迅速かつ的確に実施していきます。

【中小企業の範囲】

| 業種分類 | 条例上の範囲 |
|--------|-----------------------|
| 製造業その他 | 資本金3億円以下又は従業員数300人以下 |
| 卸売業 | 資本金1億円以下又は従業員数100人以下 |
| 小売業 | 資本金5千万円以下又は従業員数50人以下 |
| サービス業 | 資本金5千万円以下又は従業員数100人以下 |

【小規模企業の範囲】

| 業種分類 | 条例上の範囲 |
|----------------------|----------|
| 製造業その他 | 従業員20人以下 |
| 卸売業・小売業(飲食店含む)・サービス業 | 従業員5人以下 |

中小企業・小規模企業振興の基本理念

中小企業・小規模企業の主体的な努力を促進すること

中小企業・小規模企業が、地域社会の維持・形成に寄与している役割の重要性に鑑みること

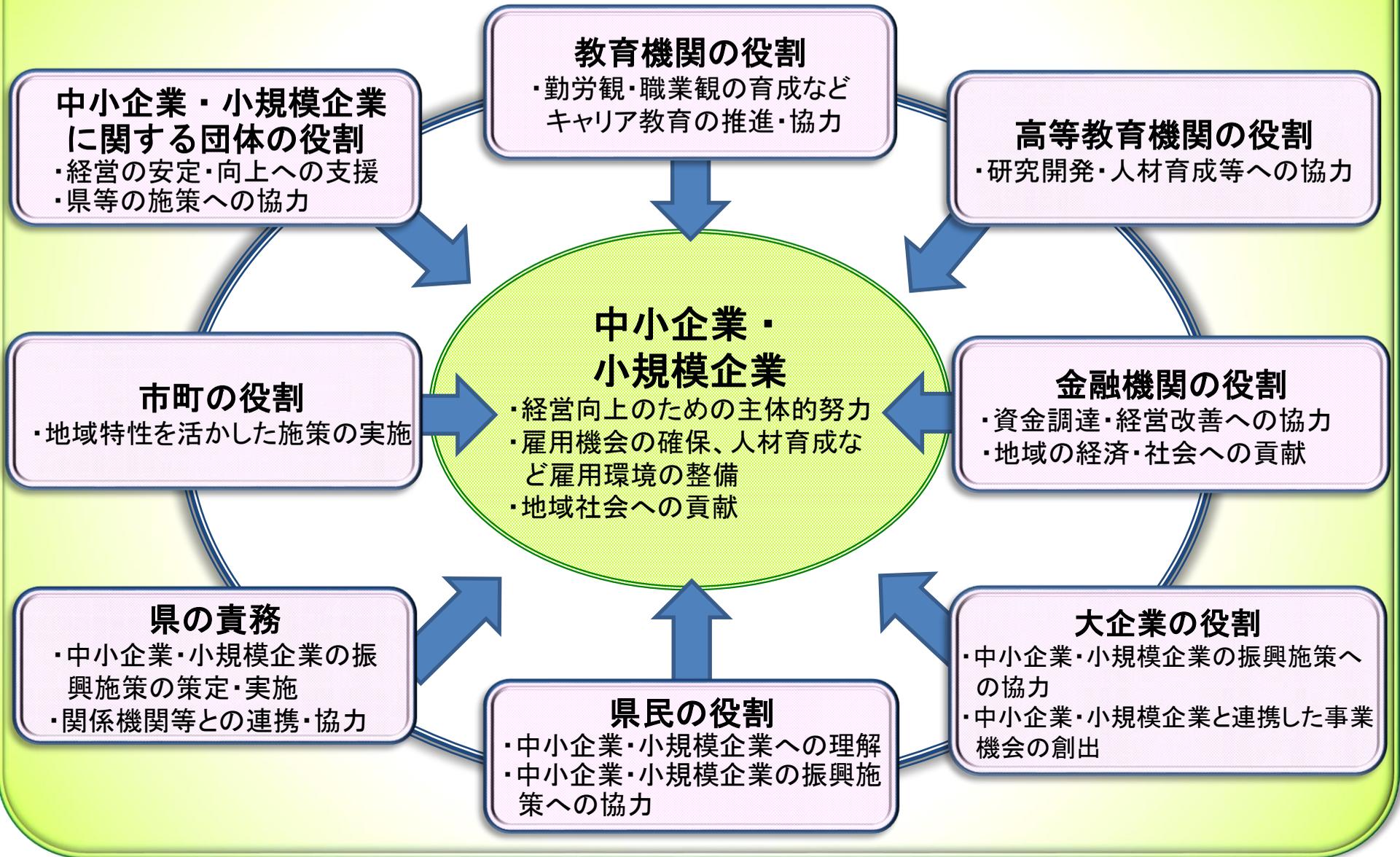
小規模企業に対してきめ細かく支援すること

関係機関と連携・協力すること

振興条例」とは

基盤であり、成長発展を支える原動力～

関係機関が連携し、中小企業・小規模企業をサポート



皆さんの役割は？

●中小企業・小規模企業の皆さんは

- ・ 経済や社会の環境変化に対応し、主体的に経営の向上を図るよう努めます。
- ・ 雇用環境の整備、事業活動を通じた地域社会の持続的な形成や維持に寄与するよう努めます。

●中小企業・小規模企業に関する団体の皆さんは

- ・ 中小企業・小規模企業の経営の安定や向上の支援に積極的に取り組みます。
- ・ 県等が実施する施策に協力するよう努めます。

●教育機関・高等教育機関の皆さんは

- ・ 勤労や職業に対する意識の啓発や研究開発、人材育成などに協力するよう努めます。

●金融機関の皆さんは

- ・ 円滑な資金の調達や経営の支援などの協力を行うとともに、中小企業・小規模企業に対する支援を通じ、地域の経済や社会への貢献につなげていくよう努めます。

●大企業の皆さんは

- ・ 中小企業・小規模企業の役割を理解し、事業機会の創出などの協力を行うよう努めます。

●県民の皆さんは

- ・ 中小企業・小規模企業の役割を理解し、県等が実施する施策に協力するよう努めます。



ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興

第13条

県は、ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業における高付加価値化並びに新たな工業製品及び商品の開発の促進を図るとともに、中小企業・小規模企業の新たな基盤技術及び技能の習得を促進するため、**技術開発、新しい分野への進出、設備導入及び同じ業種又は異なる業種との連携の促進**の支援その他の事業環境の整備に必要な措置を講ずるものとする。

主な支援制度

産学官が連携して、県内ものづくり中小企業の技術開発等を支援 (みえ産学官連携基盤技術開発研究事業)

ものづくり企業自らの挑戦を大学や県などが応援伴走して支援する「みえ産学官技術連携研究会」を運営

異業種を含む技術交流、新技術導入の取組、新技術創出等の重点研究の取組を検討

「地域資源研究会」、「基盤技術研究会」、「成長分野研究会」、「広域連携研究会」を開催し、共同研究による課題解決や産学官プロジェクトの創出等につなげる

※研究会の開催時期等については、下記担当課までお問い合わせください。



ものづくり・イノベーション課
ものづくり推進班 059-224-2749

【具体例】

- 技術動向、最新技術の紹介
- 応援伴走する機関との協働による企業の新技術導入
- 学や官による重点課題の研究取組及び企業等との協働取組へのアプローチ
- 戦略的・効果的な産学官取組への展開

工業研究所 プロジェクト研究課
059-234-0407

ものづくり中小企業・小規模企業の課題解決を支援 (中小企業・小規模企業の課題解決支援事業)

①三重県工業研究所との共同研究の実施

企業の商品開発や技術改良等の課題解決を支援するため、共同研究を実施する

○課題解決型共同研究

企業の負担：工業研究所分担研究経費の一部又は全額

【県内企業】小規模事業者：1/3以上 中小企業：1/2以上 大企業：全額負担

○産業廃棄物等活用型共同研究

• 産業廃棄物抑制型 企業の負担：負担なし

• 地域循環形成型 企業の負担：工業研究所分担研究経費の1/3

(公募時期) 4月～10月

②中小企業・小規模企業の技術者育成

• 基盤技術研修講座、機器取扱講習会の開催



工業研究所 プロジェクト研究課
059-234-0407

航空宇宙産業特有の認証取得に係る取組を支援

○航空宇宙産業認証取得トライアル支援

航空宇宙産業で求められる認証の取得を検討している企業に対して、認証制度の専門家によるコンサルティングを実施（無料）

○航空宇宙産業認証取得支援事業費補助金

航空宇宙産業で求められる認証（JISQ9100、Nadcap）の取得に係る経費の一部を補助

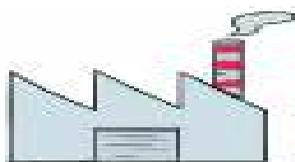
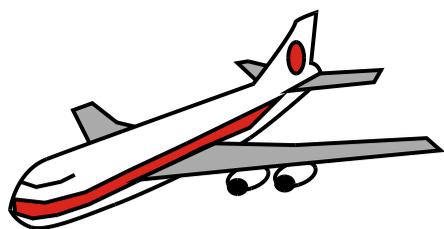
補助額：170万円以内

補助率：1/2以内

（公募時期）5月～予算終了まで



ものづくり・イノベーション課
ものづくり推進班
059-224-2749



航空宇宙産業に係る試作開発を支援（航空宇宙産業試作開発支援事業費補助金）

航空宇宙産業に関する試作開発に要する経費の一部を補助

補助額：100万円以内

補助率：1/2以内

（公募時期）5月～予算終了まで



ものづくり・イノベーション課
ものづくり推進班
059-224-2749

産業廃棄物を自ら排出する事業者の設備投資・研究開発を支援（産業廃棄物抑制等事業費補助金）

「廃棄物の減量化に資する設備投資」、及び「廃棄物の削減に向けた研究開発」に関する経費を支援

補助額：100万円～2,000万円

補助率：

- ・研究開発：中小2/3,大企業1/2以内
- ・設備機器：中小1/2,大企業1/4以内

（公募時期）4月頃予定



ものづくり・イノベーション課
市場開拓班
059-224-2393

中小企業・小規模企業の新たな投資を補助（中小企業高付加価値化投資促進補助金）

以下①～③のいずれかに該当する設備投資（土地、建物は除く）に関する経費を支援

①ものづくり基盤技術の高度化、成長分野における生産拠点の強化

②付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備

③地域未来投資促進法に基づく承認を受けた事業（地域経済牽引事業）の実施

補助額：①② 1,000万円以内 ③ 2,000万円以内

補助率：1/10以内（事業内容により補助率の優遇措置あり）



企業誘致推進課
059-224-2819

サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興、まちづくりによる地域の活性化

第14条

- 1 県は、サービス産業に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生産性の向上及び顧客の需要を踏まえた事業の展開の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、商店街の支援を通じて、地域の特色を活かしたまちづくりを促進するため、商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生活様式の多様化に対応した商品の開発及び当該産業に特有の技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度

伝統産業・地場産業の新たな市場開拓を支援

(伝統産業・地場産業の新たな市場開拓促進事業)

- ① ライフスタイルの変化による需要の低迷や消費の縮小などの課題に対応するため、デザイナー等との連携により商品開発や販路開拓の取組を支援
(公募時期) 8月頃
- ② 伝統産業・地場産業の後継者育成や若手の技術向上・販路開拓への取組を助成
補助額:50万円以内
補助率:1/2以内
(公募時期) 4月～5月上旬
- ③ 伝統産業・地場産業を活用した商品の中から、デザイン性やこだわりのある革新的な商品を三重グッドデザイン(工芸品等)として選定
(公募時期) 9～10月頃



三重県営業本部担当課
伝統産業・地域資源活用班
059-224-2336

商店街の活性化に向けた取組への支援 (商店街等活性化支援事業)

- ・商店街等が実施する勉強会、先進事例調査、今後の取組に対する検討等に対し、専門家等の派遣等を実施



中小企業・サービス産業振興課
サービス産業創出班 059-224-2227



小規模企業に対する支援

第15条

- 1 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業に対するきめ細かな支援体制を構築するものとする。
- 2 県は、地域の商工会、商工会議所等が実施する小規模企業の経営に関する相談及び指導を行う体制の充実並びに課題の解決に向けた取組に対して必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、小規模企業等の連携による商品の開発及び販路の開拓並びに新たなサービスの創出の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度



よろず支援拠点

(中小企業・小規模企業のための経営相談所)

小規模企業等の売上拡大、経営改善、生産性向上など、経営上のあらゆるお悩みや相談に対応する「**よろず支援拠点**」を三重県産業支援センターに設置。

売上拡大、経営の向上等に向けた支援（アドバイス）を実施
※相談無料



(公財) 三重県産業支援センター
よろず支援拠点
059-228-3326

- よろず支援拠点サテライト（平日9:00～17:00）
 - ・くわなサテライト（桑名商工会議所内）
 - ・まつさかサテライト（松阪市産業支援センター内）
- 定期相談会の実施
 - ・四日市商工会議所 毎月第2水曜（13:30～16:30）
 - ・伊勢商工会議所 毎月第1・第3火曜、第2・第4金曜（13:30～16:30）
 - ・鳥羽商工会議所 毎月第4火曜（13:30～16:30）
 - ・志摩市商工会 毎月第4月曜（13:30～16:30）
 - ・上野商工会議所 毎月第1水曜（13:30～16:30）
 - ・名張商工会議所 毎月第3水曜（13:30～16:30）
 - ・尾鷲商工会議所 毎週木曜（13:30～16:30）
 - ・ビズ・スクエアよっかいち 毎月第4金曜（13:30～16:30）
 - ・高度部材イノベーションセンター（AMIC） 毎月第2月曜（13:30～16:30）

※申込先は各商工会議所等(P19,20参照)です。「ビズ・スクエアよっかいち」のみ、左記よろず支援拠点にお願いします。

小規模企業に対する支援体制の構築 (小規模事業支援費補助金)

小規模企業の振興と安定を図るため、商工団体が経営指導員等を設置して行う小規模企業の経営・技術の改善・発達に向けた伴走型支援の充実を図る

また、小規模企業に対する支援体制を強化するため、商工団体の経営支援機能の強化に取り組む



中小企業・サービス産業振興課
中小企業振興班 059-224-2534

中小企業の組織化を支援 (中小企業連携組織対策事業)

中小企業団体中央会が行う中小企業の組織化及び協同組合の育成指導を行うための窓口・巡回相談や、協同組合の課題解決及び新たな活動を支援するための専門家派遣や講習会等に対する助成

中央会に対する指導、中小企業の組織化の推進、協同組合の設立認可や事業変更等に伴う定款変更認可等の実施



中小企業・サービス産業振興課
中小企業振興班 059-224-2534

三重県版経営向上計画の認定等(第16条)

中小企業・小規模企業の挑戦を後押しするとともに、中小企業・小規模企業のやる気を引き出すために、課題の把握・整理の段階から、実施計画の作成、計画の本格実行まで、各段階に応じて作成する計画を認定する県独自の認定制度を実施しています。

三重県版経営向上計画の作成については、お気軽に商工会議所、商工会又は中小企業団体中央会にご相談ください。(P19、20参照)

三重県版経営向上計画について

売上を伸ばして、従業員の給料を上げたい・・・

事業を再生して、赤字続きの経営から脱却したい・・・

ステップ1

課題を把握・整理する！

■計画づくりをサポート

ステップ1以上
・日本政策金融公庫の地域活性化・雇用促進資金(特別利率A)の利用が可能

ステップ2

実施計画を立てる！

■実施計画の実行をサポート

ステップ2以上
・専門家派遣(小規模企業のみ利用可能、3回まで。)

ステップ3

本格的に実行する！

■収支計画、資金計画を含む実践サポート

・三重県中小企業融資制度(みえ経営向上支援資金、小規模事業資金(みえ経営向上支援扱い))

※平成30年度～
貸付利率の軽減措置(▲0.4%)
1.4%→1.0%
(当初3年間の軽減)

※支援策については、別途、実施機関による適否の審査があります。
※業種、法人の形態によっては、支援策を利用できない場合があります。

申請手続き

最寄りの商工団体(商工会、商工会議所、中小企業団体中央会)または三重県産業支援センターへ相談

申請書を三重県産業支援センターへ提出

県が審査のうえ、審査結果を送付

計画の実行(必要に応じて支援策を活用)

商工団体等によるフォローアップ

三重県版経営向上計画に関する詳しい説明は、

ホームページ(<http://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci400013324.htm>)でご覧いただけます。

中小企業・サービス産業振興課
中小企業振興班 059-224-2534

人材の育成及び確保

第17条

- 1 県は、中小企業・小規模企業の経営者の育成を図るため、高等教育機関等との連携を通じて、経営者、経営者を補佐する人材及び経営を行おうとしている者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、中小企業・小規模企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、若者のキャリアアップのための取組その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、中小企業・小規模企業が、女性、高齢者、障がい者等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度

中小企業を「攻めの経営」に転換 (プロフェッショナル人材戦略拠点事業)

- **プロフェッショナル人材戦略拠点**では、企業の経営者等と面談し企業が持つ潜在成長力への目覚めを喚起し、「**攻めの経営**」への転換を促進
- 企業の成長戦略実現のために、プロフェッショナル人材のニーズを具体化し、決断を促進
- 各種関係機関やパートナーシップ企業等と連携し、プロフェッショナル人材のマッチングをサポート
- 採用後も経営者、プロフェッショナル人材双方に対してフォローアップを行い、プロフェッショナル人材が企業で活躍できるように支援



(公財) 三重県産業支援センター 経営支援課
プロフェッショナル人材戦略拠点 059-253-3888

女性の雇用支援 (女性の就労支援事業等)

- 結婚、子育て、介護等のライフステージに応じて、多様な働き方が実現できるよう学生への意識啓発を推進
- スキルアップ研修等と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な(再)就職支援を実施
- 大学生等を対象に仕事と育児の両立を体験できるプログラムを実施



雇用対策課 若者・女性雇用班
059-224-2465

障がい者の雇用支援 (障がい者ステップアップ推進事業等)

- 障がい者雇用アドバイザーによる各種制度の周知及び求人開拓の実施
- 障がい者の職業訓練により、企業と障がい者とのマッチングを支援
- 三重労働局・ハローワークとの共同で障がい者就職面接会を開催し、企業と障がい者とのマッチングを支援
- ステップアップ大学や企業ネットワークなどによる企業担当者への情報提供



雇用対策課 障がい者雇用班
059-224-2510

みえの魅力ある「しごと」の場を創出するハンズオン支援 (地域活性化雇用創造プロジェクト事業:厚生労働省に申請中)

地域を牽引し、成長を続ける「自動車関連産業」「食・観光関連産業」、ICT化への対応を見据えた「情報関連産業」を対象として、雇用拡大に向けた環境整備、企業の事業拡大支援や、求職者の人材育成など、産業政策と一体となった安定的で良質な雇用の創出を図ります。

【事業内容】

- 事業推進・基盤整備メニュー
事業の円滑かつ効果的な実施、地域のネットワークを構築
- 雇用拡大メニュー（事業主向け）
企業の製品開発、販路拡大に対する補助、最先端のものづくり機器の設置と技術講座の開催
- 就職支援・人材育成メニュー（求職者向け）
若年在職者のキャリアアップ、求職者のスキルアップを目的とした各種研修やセミナー開催

【支援対象業種】

・地域産業活性化コース

<食・観光関連産業>

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業

・地域雇用活性化コース

<自動車関連産業>

輸送用機械器具製造業、繊維工業、家具・装備品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、技術サービス業、自動車整備業

<食・観光関連産業>

飲食料品小売業、宿泊業、飲食店、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、その他の製造業、電気業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、各種商品小売業、織物・衣服・身の周り品小売業、その他の小売業、無店舗小売業、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、その他の事業サービス業

<情報関連産業>

情報サービス業、通信業、放送業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業



(公財) 三重県産業支援センター 経営支援課
人材育成・就職支援班 059-253-1260

資金供給の円滑化

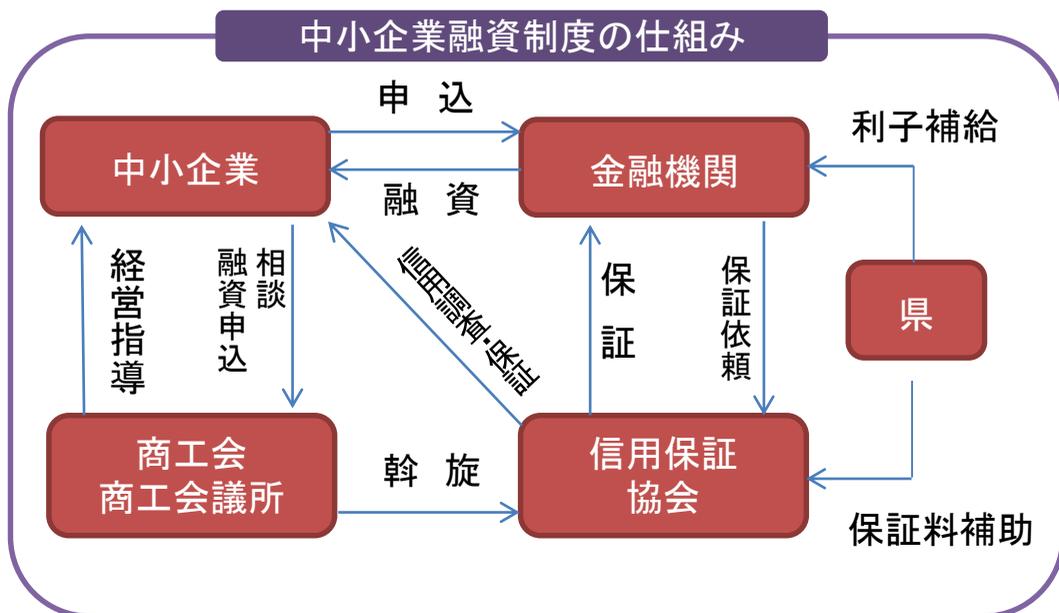
第18条

県は、中小企業・小規模企業に対して資金の円滑な供給を図るため、**融資制度及び信用補完事業の充実**、その他の必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度

【中小企業金融対策事業】

中小企業の金融の円滑化を図るため、金融機関等の協力を得て、信用保証制度を活用した融資制度を運用することで、中小企業の健全な発展を図ります。中小企業融資制度の詳細な内容を説明するパンフレット「融資制度のご案内」は、ホームページでご覧いただけます。



(<http://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/77426022712.htm>)

主な中小企業融資制度

店舗を改装したい!!



| 資金用途 | 設備(運転)資金 | 融資利率(固定) | 1.60%又は1.70% | 担保・保証人 |
|-------|----------|----------|-----------------------|-----------------------------------|
| 融資限度額 | 2,500万円 | 保証料率 | 0.45%~1.60% | 担保は、保証協会又は扱金融機関の定めによる。原則第三者保証人不要。 |
| 協会利用 | 有 | 期間(以内) | 設備7年又は10年 運転5年又は7年 | |

【小規模事業資金】

※平成29年度から「みえ経営向上支援扱い」を創設しました。三重県版経営向上計画「ステップ3」の認定を受けた事業者は、融資利率が1.4%（当初3年間は1.0%：平成30~32年度貸付実行分）で利用できます。

新規に開業したい!!



| 資金用途 | 設備(運転)資金 | 融資利率(固定) | 1.35%又は1.40% | 担保・保証人 |
|-------|----------|----------|--------------|----------------------------|
| 融資限度額 | 2,000万円 | 保証料率 | 0.60% | 担保不要。 原則、法人代表者を除き保証人不要。 |
| 協会利用 | 有 | 期間(以内) | 10年 | |

【創業・再挑戦アシスト資金】

自社の経営の向上を図りたい!!



| 資金用途 | 設備(運転)資金 | 融資利率(固定) | 1.40% (当初3年間は1.0%： 平成30~32年度貸付 実行分) | 担保・保証人 |
|-------|----------|----------|--|--|
| 融資限度額 | 2,500万円 | 保証料率 | 0.45%~1.50% | 担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。 原則第三者保証人不要。 |
| 協会利用 | 有 | 期間(以内) | 10年 | |

【みえ経営向上支援資金】



中小企業・サービス産業振興課 金融支援班 059-224-2447

創業及び第二創業の促進／事業承継への支援

第19条

県は、中小企業・小規模企業の円滑な創業及び第二創業を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第20条

県は、中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が散逸することなく事業が承継され、地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、後継者の育成に対する支援等円滑な事業の承継を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度

スタートアップの支援

(「MIEスタートアップ・ハブ」トライアル事業)

人の流れが多く、利便性の優れた場所をスタートアップが集うハブ（拠点）として、事業開始後に成長を目指すスタートアップを対象に、カンファレンスやディスカッション等による事業のブラッシュアップを行った上で、ピッチ（プレゼンテーション）イベントによる事業のPRを実施します。

(参加費) 無料
(時期) 未定

 中小企業・サービス産業振興課
サービス産業創出班 059-224-2227

創業活動への融資

(創業・再挑戦アシスト資金)

新たな県内雇用の場を創出のための創業活動を支援

- ・融資限度額：2,000万円
- ・融資利率：年率1.35%または1.40%
(県補助0.5%)
- ・保証料率：年率0.60% (一部例外あり)
(県補助0.3%)

 中小企業・サービス産業振興課
金融支援班 059-224-2447

事業引継ぎ支援センター

(中小企業・小規模企業のための事業引継ぎに関する相談窓口)

中小企業・小規模企業の事業の継続や承継、譲渡・譲受に関する相談に専門家がきめ細かくアドバイス等を実施する「**事業引継ぎ支援センター**」を三重県産業支援センターに設置(相談無料)

 (公財) 三重県産業支援センター
事業引継ぎ支援センター 059-253-3154

事業承継への融資 (事業承継支援資金)

事業承継に伴う株式や事業用資産の取得などの多額の資金需要への支援

- ・融資限度額：5,000万円
- ・融資利率：年率1.60% (県補助0.5%)
※当初3年間は年率1.20%(県補助は上記に加え0.4%)
- ・保証料率：年率0.45%～1.50%
(県補助0%～0.40%)

 中小企業・サービス産業振興課
金融支援班 059-224-2447

事業承継税制等の認定窓口

事業承継税制等の認定事務を実施

- 贈与税・相続税の納税猶予
 - ・法人版(非上場株式等の承継):平成30年4月から拡充
 - ・個人版(事業用資産等の承継):平成31年4月から開始
- 金融支援 (日本政策金融公庫の特別融資、別枠保証)

 中小企業・サービス産業振興課
金融支援班 059-224-2447

円滑な事業承継に向けた集中取組 (事業承継支援総合対策事業※1~4 等)

関係機関の連携により、「プレ承継」「事業承継」「ポスト承継」の各段階に応じたきめ細かな支援を実施します。

プレ承継

経営者の早期準備に向けた対話の促進

事業承継に向けた早期準備の認識を促す事業承継診断の実施や支援機関、経営者・後継者との対話等の促進
＜県事業：三重県事業承継ネットワーク運営事業※1＞

事業承継

後継者が継ぎたくなる環境の整備

経営向上や「事業承継計画」の作成、後継者マッチング（M&A等）の強化、株式・事業用資産等の承継資金の供給、税制活用の促進
＜県事業：三重県中小企業融資制度「事業承継支援資金」※2、事業承継税制等の認定、移住者継業マッチング支援事業※3＞

ポスト承継

経営革新による成長・発展整備

承継後の後継者による再成長に向けた経営革新、人材育成・プロ人材の活用等
＜県事業：M I E創業・事業承継ネクストステージ支援事業※4＞
 創業・第二創業、事業承継の初期段階にある事業者に対して、関係機関と連携して、経営課題の解決、経営力の養成など成長・安定化に向けた伴走型支援を実施 **☎**三重県産業支援センター 事業承継調整チーム（電話：059-228-3171）

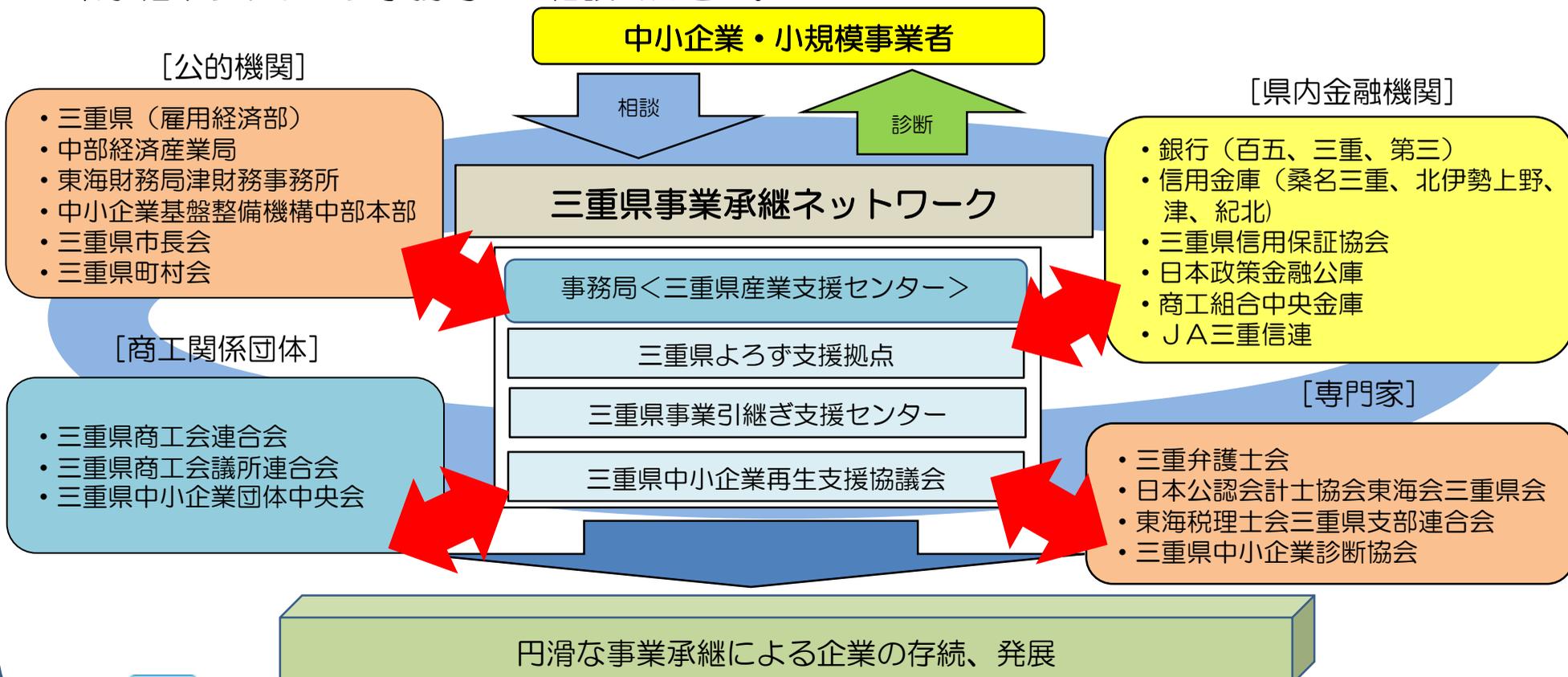


中小企業・サービス産業振興課 中小企業振興班 059-224-2534

三重県事業承継ネットワーク

○三重県における円滑な事業承継を推進し、事業承継に向けた早期かつ計画的な準備や課題解決のため関係機関が連携した支援体制を構築することを目的に、（公財）三重県産業支援センター、国、県、商工団体、金融機関、士業等専門家団体等で「**三重県事業承継ネットワーク**」を平成29年8月に組成しました。

○三重県事業承継ネットワークでは、事業承継に向けた経営者の「気付き」を促す「事業承継診断」や専門家派遣などを実施しています。事業承継ネットワーク構成機関の相談窓口や三重県事業承継ネットワーク事務局へご相談ください。



三重県事業承継ネットワーク事務局（（公財）三重県産業支援センター）059-228-3171

販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進

第21条

- 1 県は、国内及び海外での市場の開拓に関する取組を行う中小企業・小規模企業の販路の拡大を促進するため、中小企業・小規模企業等の連携及び共同での販路の開拓の支援並びに県内及び県外において販売する機会の充実を図るとともに、国内及び海外の見本市、商談会等に出展する中小企業・小規模企業への効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、中小企業・小規模企業が事業の基盤を県内に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における産学官の経済交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度

販路開拓等の海外展開を支援 (県内中小企業国際展開促進事業)

三重県産業支援センター、日本貿易振興機構（ジェトロ三重）、金融機関、損害保険会社等と連携し、中小企業・小規模企業の海外展開を支援

- ・ 個別相談
- ・ 現地情報の提供
- ・ 現地ニーズの把握
- ・ リスク管理や通関に関する助言

 国際戦略課 国際調整班
059-224-2499



製造業の中小企業等に 販路開拓の機会を提供 (国内販路開拓支援事業)

自動車、電気、機械等の大手メーカー等（川下企業）において、開発や調達ニーズに合った技術・製品を直接提案できる、技術交流会（展示会・個別面談会等）を開催

※商談会の開催時期、出展希望等については、下記担当課までお問い合わせください。

 ものづくり・イノベーション課
市場開拓班
059-224-2393

特許出願を通じた海外での市場開拓を支援 (地域中小企業外国出願支援事業)

県内事業者の産業競争力強化を目的に、国外の特許出願費用等の一部を補助

- ・ 応募資格 : 中小企業者・中小企業者で構成されるグループ 等
- ・ 補助対象経費 : 外国特許庁への出願、国内・現地代理人費用、翻訳費 等
- ・ 補助率 : 1/2以内
- ・ 補助金上限額 : 1企業に対する上限額 : 300万円(複数案件の場合)
- ・ 案件ごとの上限額 : 特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円
冒認対策商標30万円

(6月ごろ公募予定)

 (公財) 三重県産業支援センター 経営支援課 経営支援班
059-253-4355

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会

- ① 県産農林水産物及び加工品の輸出の促進を図ることを目的として、平成26年3月に県と生産者・事業者・団体等で組織する、**三重県農林水産物・食品輸出促進協議会**（会長：県雇用経済部長、会員数：106（平成31年2月1日現在））を設立
- ② 協議会では、「**みえ国際展開に関する基本方針**」に基づき、国が策定した「農林水産業の輸出力強化戦略」を踏まえ、対象を各事業者の意向と合致し、今後販路拡大が見込まれる国・地域に絞り、JETROと連携した事業を展開
- ③ 協議会内に品目別の専門部会を設置し、輸出拡大に向けた課題の解決を目的とした事業をJETROや商社等のアドバイザーの支援を得て実施

【活動内容】

国際見本市等への出展、販路開拓支援、みえの食レップの設置、海外バイヤーを招いた商談会等を実施

上記のほか、品目ごとに専門部会（農産部会、畜産部会、林産部会、水産部会、食品部会）を設置し、品目に応じた販路開拓や環境整備を実施

【事務局】

中小企業・サービス産業振興課 食の産業振興班

【主な支援制度】

※三重県農林水産物・食品輸出促進協議会事業から主なものを抜粋



国際見本市への出展

- ①台湾で開催される国際食品見本市（FOOD TAIPEI【台湾、6月開催】）等へ出展

（公募時期の目安）

・FOOD TAIPEI 1月頃～2月頃

助成額：出展費の一部

※平成31年度の出展については公募を締め切りました。平成32年度の出展については未定です。

「みえの食レップ」による販路開拓支援

東アジアやアセアンをターゲットに販路開拓に取り組む会員事業者を対象に「みえの食レップ」によるアドバイスや商談機会の提供等

海外バイヤー等を招いた商談会の開催

海外への販路を有するバイヤー等を県内に招き、商談の機会を創出します。



中小企業・サービス産業振興課 食の産業振興班 059-224-2458

社員・地域・顧客とともに発展し続ける中小企業・小規模企業を顕彰します

第22条

- 1 県は、中小企業・小規模企業が有する、魅力を周知するため、中小企業・小規模企業に関する情報の提供の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、本県の産業の活性化に寄与した中小企業・小規模企業の顕彰及び公表を行うものとする。

三重のおもてなし経営とは

- (1) 社員の意欲と能力を最大限に引き出し、
- (2) 地域・社会との関わりを大切にしながら、
- (3) 顧客にとって高付加価値で差別化された製品やサービスを提供している

経営を指します。

このような素晴らしい経営を行っている企業を「**三重のおもてなし経営企業**」として知事表彰します。(公募時期)4月中旬～6月中旬予定



「三重のおもてなし経営企業選」シンボルマーク

県内産業を支え、そしてこれからも支え続ける県内中小企業・小規模企業を顕彰することで、企業の魅力を情報発信します。



ものづくり・イノベーション課
市場開拓班
059-224-2393

地域の幅広いご意見・ご提言を施策に反映するため、「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」を設置しました

第23条

- 1 県は、中小企業・小規模企業の振興について、地域の経済の実情に応じて具体的かつ計画的に推進するため、地域ごとにみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、市町等に対する施策の広報及び当該施策における利便性の向上に努めるものとする。

地域の実情に応じた中小企業・小規模企業の振興を検討

平成26年度に「**みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会**」を5地域(北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州)に設置
関係者が一堂に会し、地域の実情に応じた中小企業・小規模企業の振興や、中小企業・小規模企業が抱える課題の把握、解決策等を検討



中小企業・サービス産業振興課 中小企業振興班
059-224-2534



三重県中小企業・小規模企業振興条例（平成26年4月1日施行）

（前文）

本県の中小企業・小規模企業は、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在である。また、本県の北部では製造業が集積し、本県の南部では地域資源を活用した産業及び観光業が盛んであるなど、県内には多様な中小企業・小規模企業が数多く存在し、地域の雇用を支えている。

本県が有する世界に誇るべき歴史、文化及び風土の中で貫かれてきたものは、伝統及び技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神である。

昨今、世界においては、国際的な競争及び海外の市場の変化が激しさを増しており、特に、世界と直結する事業を展開しているグローバル企業が立地する本県の経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあるため、今後、世界経済の構造変化への対応が一層求められる。また、国内においては、人口減少社会が到来し、今後、事業の拡大だけでなく、少子高齢化、地域の過疎化等、人口減少社会における新たな社会的な課題の解決への対応が一層求められる。

今まさに、本県の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化を好機として捉え、伝統及び技術を受け継ぎながら時代の変化に対応するという本県に根付く精神をもって、その機動性及び地域性を発揮し、新たな事業の展開に果敢に取り組んでいくことが必要である。

県は、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業・小規模企業の新たな価値の創造及び挑戦を促進するため、特に小規模企業に配慮しつつ、人材の育成、資金供給の円滑化、創業及び第二創業の促進、事業承継の促進、さらに海外への進出及び海外の企業との連携など中小企業・小規模企業の特성에応じた支援を行うことで、中小企業・小規模企業の意欲を引き出す必要がある。また、中小企業・小規模企業の振興に当たっては、関係機関と協力しながら、県が先頭に立って推進していく。

本県の中小企業・小規模企業の振興を通じて、本県の中小企業・小規模企業がその特色を活かしながら時代の変化に対応していくことは、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上のみならず、日本全体をけん引していくことにつながる。このことを県民全体で共有し、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要課題として位置付け、時代の変化への対応に必要な支援を迅速かつ的確に実施していくためにこの条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、県の責務、中小企業・小規模企業の努力及び市町、中小企業・小規模企業に関する団体等の役割を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって中小企業・小規模企業が経済的社会的環境の変化に対応し、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（中小企業・小規模企業の範囲及び用語の定義）

第2条 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする中小企業は、おおむね次に掲げる事業者であって県内に主たる事務所又は事業所を有するもの（次項に規定する小規模企業を除く。）とし、その範囲は、県の施策が次条の基本理念（以下この条及び第4条から第12条までにおいて「基本理念」という。）の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

- （1）資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- （2）資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- （3）資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- （4）資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする小規模企業は、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）

以下の事業者であって県内に主たる事務所又は事業所を有するものとし、その範囲は、県の施策が基本理念の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

3 この条例において「中小企業・小規模企業」とは、第1項に規定する中小企業及び前項に規定する小規模企業をいう。

4 この条例において「中小企業・小規模企業に関する団体」とは、商工法（昭和35年法律第89号）第3条に規定する商工会（第15条第2項において「商工会」という。）、同法第55条の2に規定する商工会連合会、商工会議

所法（昭和28年法律第143号）第6条に規定する商工会議所（第15条第2項において「商工会議所」という。）、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第70条に規定する都道府県中小企業団体中央会、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項の規定により指定された特定支援事業を行う者、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第1条に規定する信用保証協会等中小企業・小規模企業の振興を目的とする団体をいう。

5 この条例において「教育機関」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業・小規模企業の振興については、中小企業・小規模企業が経済的社会的環境の変化に対応して、経営の向上に対する主体的な努力を促進することを旨としなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興については、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑みことを旨としなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興については、経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第15条第1項及び第20条において同じ。）の確保が困難である小規模企業に関して、経営の規模及び形態を勘案し、かつ、きめ細かく支援することを旨としなければならない。

4 中小企業・小規模企業の振興については、県、国、市町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関、金融機関（県内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。次条第2項及び第10条において同じ。）、大企業（中小企業・小規模企業以外の事業者であって県内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。次条第2項及び第11条において同じ。）及び県民が連携し、及び協力することを旨としなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、基本理念にのっとり、地域の経済の実情を踏まえた継続的な振興を図るため、中小企業・小規模企業の振興に関する施策について策定し、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関、金融機関、大企業及び県民と連携し、協力して取り組むものとする。

（中小企業・小規模企業の主体的な努力）

第5条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、主体的に経営の向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、事業活動を通じて、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与するよう努めるものとする。

（市町の役割）

第6条 市町は、基本理念にのっとり、市町の地域の特性を活かして、国、県、他の市町等と連携し、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

（中小企業・小規模企業に関する団体の役割）

第7条 中小企業・小規模企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上の支援に積極的に取り組むとともに、国、県、市町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育機関の役割）

第8条 教育機関は、基本理念にのっとり、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

（高等教育機関の役割）

第9条 高等教育機関（学校教育法第83条に規定する大学及び同法第115条に規定する高等専門学校をいう。第17条第1項及び第21条第2項において同じ。）は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第10条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の円滑な資金の調達及び経営の支援その他の必要な協力を行うとともに、中小企業・小規模企業に対する支援を通じ、地域の経済及び社会への貢献につなげていくよう努めるものとする。

（大企業の役割）

第11条 大企業は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業・小規模企業と連携した事業の機会の創出その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

三重県中小企業・小規模企業振興条例（平成26年4月1日施行）

（県民の理解及び協力）

第12条 県民は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業・小規模企業の振興が本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解するよう努めるとともに、国、県、市町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興）

第13条 県は、ものづくり産業（製造業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業活動を行う業種に係る産業をいう。）に携わる中小企業・小規模企業における高付加価値化（工業製品の付加価値を高めることをいう。）並びに新たな工業製品及び商品の開発の促進を図るとともに、中小企業・小規模企業の新たな基盤技術及び技能の習得を促進するため、技術開発、新しい分野への進出、設備導入及び同じ業種又は異なる業種との連携の促進の支援その他の事業環境の整備に必要な措置を講ずるものとする。

（サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興並びにまちづくりによる地域の活性化）

第14条 県は、サービス産業に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生産性の向上及び顧客の需要を踏まえた事業の展開の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、商店街の支援を通じて、地域の特色を活かしたまちづくりを促進するため、商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、伝統産業（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定により指定された県内の伝統的工芸品その他知事が指定する三重県指定伝統工芸品に係る産業をいう。）及び地場産業（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第2条第2項に規定する地域産業資源を活用した産業をいう。）に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生活様式の多様化に対応した商品の開発及び当該産業に特有の技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（小規模企業に対する支援）

第15条 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業に対するきめ細かな支援体制を構築するものとする。

2 県は、地域の商工会、商工会議所等が実施する小規模企業の経営に関する相談及び指導を行う体制の充実並びに課題の解決に向けた取組に対して必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、小規模企業等の連携による商品の開発及び販路の開拓並びに新たなサービスの創出の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（三重県版経営向上計画の認定等）

第16条 中小企業・小規模企業は、規則で定めるところにより、経営の向上に係る計画（以下この条において単に「計画」という。）を作成し、これを知事に提出して、計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）前項の認定を受けようとする中小企業・小規模企業の概要

（2）経営の向上に係る事業の内容

（3）前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

（1）計画が経営の向上を確実に遂行するに当たり適切なものであること。

（2）計画が地域社会の持続的な形成及び維持に寄与するものであること。

（3）前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすものであること。

4 県は、第1項の規定による計画の認定を受けた中小企業・小規模企業（以下この条において「認定中小企業・小規模企業」という。）が計画を着実に実行できるよう、認定中小企業・小規模企業に対して資金が円滑に供給されるために必要な措置その他の必要な支援を講ずるものとする。

5 認定中小企業・小規模企業は、第1項の認定を受けた計画を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

6 知事は、認定中小企業・小規模企業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該認定を取り消すことができる。

（1）第1項の認定を受けた計画（前項の規定による変更があったときは、当該変更後の計画をいう。以下この条において同じ。）に係る事業の中止若しくは廃止その他の事由により認定中小企業・小規模企業が計画に従って事業を行っていないとき又は計画に虚偽の記載をして第1項の認定を受けたとき。

（2）中小企業・小規模企業に該当しなくなったとき。

7 前各項に定めるもののほか、計画の認定等に関し必要な事項は、規則で定める。

（人材の育成及び確保）

第17条 県は、中小企業・小規模企業の経営者の育成を図るため、高等教育機関等との連携を通じて、経営者、経営者を補佐する人材及び経営を行おうとしている者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、若者のキャリアアップ（これまで経験した職務その他の能力を開発する機会を通じ、職業能力の向上が図られることをいう。）のための取組その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、中小企業・小規模企業が、女性、高齢者、障がい者等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

（資金供給の円滑化）

第18条 県は、中小企業・小規模企業に対して資金の円滑な供給を図るため、融資制度及び信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（創業及び第二創業の促進）

第19条 県は、中小企業・小規模企業の円滑な創業及び第二創業（既に事業を営んでいる中小企業・小規模企業が先代から事業を引き継いだ場合等において、事業の形態の転換又は新しい事業若しくは分野に進出することをいう。以下この条において同じ。）を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（事業承継への支援）

第20条 県は、中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が散逸することなく事業が承継され、地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、後継者の育成に対する支援等円滑な事業の承継を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進）

第21条 県は、国内及び海外での市場の開拓に関する取組を行う中小企業・小規模企業の販路の拡大を促進するため、中小企業・小規模企業等の連携及び共同での販路の開拓の支援並びに県内及び県外において販売する機会の充実を図るとともに、国内及び海外の見本市、商談会等に出展する中小企業・小規模企業への効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業が事業の基盤を県内に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における産学官の経済交流（中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、高等教育機関、県及び市町が、経済交流を行うことをいう。）の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（情報の提供及び顕彰）

第22条 県は、中小企業・小規模企業が有する魅力を周知するため、中小企業・小規模企業に関する情報の提供の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、本県の産業の活性化に寄与した中小企業・小規模企業の顕彰及び公表を行うものとする。

（みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置等）

第23条 県は、中小企業・小規模企業の振興について、地域の経済の実情に応じて具体的かつ計画的に推進するため、地域ごとにみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、市町等に対する施策の広報及び当該施策における利便性の向上に努めるものとする。

（財政上の措置）

第24条 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の規定については、経済的社会的環境の変化及びこの条例に基づく施策の実施の状況を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

三重県雇用経済部への各種お問い合わせ・ご相談はこちらまで

新たな事業展開をめざす方

○ものづくり産業に携わる方

ものづくり企業における技術開発、販路開拓、産学官連携などを支援します。

【問い合わせ先】 ものづくり・イノベーション課

ものづくり推進班 ☎ 059-224-2749

市場開拓班 ☎ 059-224-2393

○食関連産業に携わる方

県内食品企業等の国内・海外への販路開拓、人材育成などを支援します。

【問い合わせ先】 中小企業・サービス産業振興課 食の産業振興班 ☎ 059-224-2458

○伝統産業・地場産業に携わる方

消費者への新たな価値を提案する商品開発や販路開拓を、デザイナー等とのマッチングなどで支援します。

【問い合わせ先】 三重県営業本部担当課 伝統産業・地域資源活用班 ☎ 059-224-2336

経営全般のことでお悩みの方

経営、マーケティング、人材、税務、事業承継など様々な経営課題を解決するため、相談窓口の紹介などで支援します。

【問い合わせ先】 中小企業・サービス産業振興課 中小企業振興班 ☎ 059-224-2534

人材の育成や確保でお悩みの方

人材の育成・確保、女性や障がい者等の就業機会の提供を推進するため、企業の人づくりを支援します。

【問い合わせ先】 雇用対策課 地域雇用班 ☎ 059-224-2461

障がい者雇用班 ☎ 059-224-2510

若者・女性雇用班 ☎ 059-224-2465

資金の調達でお悩みの方

経営の安定や新事業展開などに必要な資金需要に応えるため、商工団体や金融機関とともに支援します。

【問い合わせ先】 中小企業・サービス産業振興課 金融支援班 ☎ 059-224-2447

創業や第二創業でお悩みの方

新たな経済循環や多様な働く場の創出を図るため、県内における起業や新たな事業のスタートアップを支援します。

【問い合わせ先】 中小企業・サービス産業振興課 サービス産業創出班 ☎ 059-224-2227

販路拡大をめざす方

商談会等の開催、販路拡大を支援します。

【問い合わせ先】 ものづくり・イノベーション課 市場開拓班 ☎ 059-224-2393

三重県営業本部担当課 営業推進班 ☎ 059-224-2386

中小企業・サービス産業振興課 食の産業振興班 ☎ 059-224-2458

海外展開をめざす方

海外ビジネス環境の情報提供など県内企業の海外展開を支援します。

【問い合わせ先】 国際戦略課 ☎ 059-224-2499

三重県商工会連合会、各商工会経営支援センター、各商工会

●三重県商工会連合会 〒514-0004 津市栄町1-891 三重県合同ビル6階

問い合わせ先 電話 059-225-3161 ホームページ <http://www.mie-shokokai.or.jp/>

●各商工会経営支援センター、各商工会の問い合わせ先は以下のとおりです。※三重県商工会連合会のホームページより

| 商工会名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話 |
|---------------------|-----------|-------------------|--------------|
| ■商工会経営支援センター | | | |
| 北部経営支援センター | 〒511-0202 | いなべ市員弁町楚原475-1 | 0594-74-3636 |
| 南部経営支援センター | 〒515-0325 | 多気郡明和町大字竹川566 | 0596-52-0133 |
| ■商工会 | | | |
| 桑名三川商工会 | 〒511-0106 | 桑名市多度町多度871-11 | 0594-48-2627 |
| 長島支所 | 〒511-1126 | 桑名市長島町又木字熊沢28-2 | 0594-42-3111 |
| 木曾岬町商工会 | 〒498-0807 | 桑名郡木曾岬町大字西対海地47-4 | 0567-68-1183 |
| いなべ市商工会 | 〒511-0428 | いなべ市北勢町阿下喜1991 | 0594-72-3131 |
| 東員町商工会 | 〒511-0251 | 員弁郡東員町山田1600 | 0594-76-2510 |
| 菰野町商工会 | 〒510-1234 | 三重郡菰野町大字福村871-1 | 059-393-1050 |
| 楠町商工会 | 〒510-0104 | 四日市市楠町南五味塚60 | 059-397-2046 |
| 朝明商工会 | 〒510-8123 | 三重郡川越町豊田一色405 | 059-365-6603 |
| 津北商工会 | 〒510-0304 | 津市河芸町上野326-6 | 059-245-5678 |
| 津市商工会 | 〒515-3133 | 津市白山町南家城1034-3 | 059-262-3250 |
| 安濃支所 | 〒514-2302 | 津市安濃町安濃2300-12 | 059-268-2909 |
| 芸濃支所 | 〒514-2211 | 津市芸濃町棕本1845-10 | 059-265-2304 |
| 美里支所 | 〒514-2113 | 津市美里町三郷46-3 | 059-279-2456 |
| 一志支所 | 〒515-2515 | 津市一志町八太1634-2 | 059-293-0109 |
| 香良洲支所 | 〒514-0323 | 津市香良洲町1878-1 | 059-292-3323 |
| 美杉支所 | 〒515-3421 | 津市美杉町八知5392-4 | 059-272-0080 |
| 伊賀市商工会 | 〒519-1412 | 伊賀市下柘植723-1 | 0595-45-2210 |
| 阿山支所 | 〒518-1313 | 伊賀市馬場1128-4 | 0595-43-0014 |
| 大山田支所 | 〒518-1422 | 伊賀市平田950-1 | 0595-47-0321 |
| 島ヶ原支所 | 〒519-1711 | 伊賀市島ヶ原4743 | 0595-59-2010 |
| 青山支所 | 〒518-0226 | 伊賀市阿保570-1 | 0595-52-0438 |
| 松阪北部商工会 | 〒515-2112 | 松阪市曾原町875-2 | 0598-56-2039 |
| 嬉野支所 | 〒515-2324 | 松阪市嬉野町1443-7 | 0598-42-2524 |
| 松阪香肌商工会 | 〒515-1411 | 松阪市飯南町粥見3950 | 0598-32-2321 |
| 多気町商工会 | 〒519-2181 | 多気郡多気町相可1687-8 | 0598-38-2117 |
| 勢和支所 | 〒519-2215 | 多気郡多気町朝柄3127 | 0598-49-2290 |
| 明和町商工会 | 〒515-0332 | 多気郡明和町大字馬之上945 | 0596-52-5235 |
| 大台町商工会 | 〒519-2404 | 多気郡大台町佐原1001-4 | 0598-82-1411 |
| 大紀町商工会 | 〒519-2802 | 度会郡大紀町崎2200-1 | 0598-74-1379 |
| 玉城町商工会 | 〒519-0415 | 度会郡玉城町田丸104 | 0596-58-3211 |
| 伊勢小俣町商工会 | 〒519-0505 | 伊勢市小俣町本町3 | 0596-22-3619 |
| 度会町商工会 | 〒516-2103 | 度会郡度会町棚橋1436-4 | 0596-62-1313 |
| 南伊勢町商工会 | 〒516-0101 | 度会郡南伊勢町五ヶ所浦988-78 | 0599-66-0054 |
| 南島支所 | 〒516-1422 | 度会郡南伊勢町神前浦41 | 0596-76-0159 |
| 志摩市商工会 | 〒517-0501 | 志摩市阿児町鶺方5012 | 0599-44-0700 |
| 浜島支所 | 〒517-0404 | 志摩市浜島町浜島3040 | 0599-53-0425 |
| 志摩支所 | 〒517-0703 | 志摩市志摩町和具594-1 | 0599-85-1115 |
| 磯部支所 | 〒517-0214 | 志摩市磯部町迫間1893 | 0599-55-0230 |
| 大王支所 | 〒517-0603 | 志摩市大王町波切3243 | 0599-72-0547 |
| みえ熊野古道商工会 | 〒519-3205 | 北牟婁郡紀北町長島2141 | 0597-47-0576 |
| 海山支所 | 〒519-3413 | 北牟婁郡紀北町引本浦871 | 0597-32-0519 |
| 御浜支所 | 〒519-5203 | 南牟婁郡御浜町下市木919-45 | 05979-2-3220 |
| 紀宝町商工会 | 〒519-5713 | 南牟婁郡紀宝町成川656 | 0735-21-6475 |

三重県商工会議所連合会、各商工会議所

●三重県商工会議所連合会 〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階
問い合わせ先 電話 059-227-1666 ホームページ <http://mie-cci.com/>

●各商工会議所の問い合わせ先は以下のとおりです。
融資、講習会、経営相談、取引紹介、検定試験、共済制度などのご相談は、お気軽に最寄の商工会議所へお問い合わせ下さい。

※三重県商工会議所連合会のホームページより

| 商工会議所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話 |
|----------|-----------|-------------|--------------|
| 四日市商工会議所 | 〒510-8501 | 四日市市諏訪町2番5号 | 059-352-8191 |
| 津商工会議所 | 〒514-0033 | 津市丸之内29-14 | 059-228-9141 |
| 伊勢商工会議所 | 〒516-0037 | 伊勢市岩渕1-7-17 | 0596-25-5151 |
| 松阪商工会議所 | 〒515-0014 | 松阪市若葉町161-2 | 0598-51-7811 |
| 鈴鹿商工会議所 | 〒513-0802 | 鈴鹿市飯野寺家町816 | 059-382-3222 |
| 桑名商工会議所 | 〒511-8577 | 桑名市桑栄町1番地1 | 0594-22-5155 |
| 上野商工会議所 | 〒518-0873 | 伊賀市上野丸之内500 | 0595-21-0527 |
| 亀山商工会議所 | 〒519-0124 | 亀山市東御幸町39-8 | 0595-82-1331 |
| 尾鷲商工会議所 | 〒519-3611 | 尾鷲市朝日町14-45 | 0597-22-2611 |
| 名張商工会議所 | 〒518-0729 | 名張市南町822-2 | 0595-63-0080 |
| 鳥羽商工会議所 | 〒517-0022 | 鳥羽市大明東町1番7号 | 0599-25-2751 |
| 熊野商工会議所 | 〒519-4323 | 熊野市木本町171 | 0597-89-3435 |

三重県中小企業団体中央会

中央会では「中小企業連携で“みえの元気”を育てます」をモットーに、中小企業連携組織及び中小企業の振興・発展をお手伝いしています。(ホームページより)

●三重県中小企業団体中央会 ホームページ <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>

【問い合わせ先】 〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階
電話 059-228-5195

県内各市町（商工関係）

県内各市町の商工関係に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

※担当課や電話番号等は、変更がある場合もございますので、各市町へご確認ください。

| 市町名 | 担当課 | 郵便番号 | 所在地 | 電話 |
|------|------------------------|-----------|--|-----------------|
| 桑名市 | 産業振興部 商工課 | 〒511-8601 | 桑名市中央町2丁目37 | 0594-24-1199 |
| いなべ市 | 農林商工部 商工観光課 | 〒511-0592 | いなべ市藤原町市場115 | 0594-46-6309 |
| 木曾岬町 | 産業課 | 〒498-8503 | 桑名郡木曾岬町大字西対海地251 | 0567-68-6105 |
| 東員町 | 産業課 | 〒511-0295 | 員弁郡東員町大字山田1600 | 0594-86-2808 |
| 四日市市 | 商工農水部 商工課 | 〒510-8601 | 四日市市諏訪町1-5 | 059-354-8417 |
| 菰野町 | 観光産業課 観光商工推進室 | 〒510-1292 | 三重郡菰野町大字潤田1250 | 059-391-1129 |
| 朝日町 | 産業建設課 | 〒510-8522 | 三重郡朝日町大字小向893 | 059-377-5658 |
| 川越町 | 産業建設課 | 〒510-8588 | 三重郡川越町大字豊田一色280 | 059-366-7120 |
| 鈴鹿市 | 産業振興部 産業政策課 | 〒513-8701 | 鈴鹿市神戸1丁目18-18 | 059-382-8698 |
| 亀山市 | 産業建設部 産業振興課 | 〒519-0195 | 亀山市本丸町577 | 0595-84-5049 |
| 津市 | 商工観光部 経営支援課 商業振興労政課 | 〒510-0131 | 津市あのかつ台4丁目6-1 | 059-236-3355 |
| | | 〒514-8611 | 津市西丸之内23-1 | 059-229-3169 |
| 松阪市 | 産業文化部 商工政策課 | 〒515-8515 | 松阪市殿町1340-1 | 0598-53-4361 |
| 多気町 | 農林商工課 | 〒519-2181 | 多気郡多気町相可1600 | 0598-38-1117 |
| 明和町 | 農水商工課 | 〒515-0332 | 多気郡明和町大字馬之上945 | 0596-52-7118 |
| 大台町 | 産業課 | 〒519-2404 | 多気郡大台町佐原750 | 0598-82-3786 |
| 伊勢市 | 産業観光部 商工労政課 | 〒516-8501 | 伊勢市御園町長屋1221番地(御園総合支所3階)[H31.5.13迄一時移転中] | 0596-21-5512 |
| 鳥羽市 | 農水商工課 | 〒517-0011 | 鳥羽市鳥羽三丁目1-1 | 0599-25-1156 |
| 志摩市 | 産業振興部 観光商工課 | 〒517-0592 | 志摩市阿児町鶺方3098-22 | 0599-44-0005 |
| 玉城町 | 産業振興課 | 〒519-0495 | 度会郡玉城町田丸114-2 | 0596-58-8204 |
| 度会町 | 産業振興課 | 〒516-2195 | 度会郡度会町棚橋1215-1 | 0596-62-2416 |
| 大紀町 | 商工観光課 | 〒519-2703 | 度会郡大紀町滝原1610-1 | 0598-86-2243 |
| 南伊勢町 | 観光商工課 | 〒516-0194 | 度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057 | 0599-66-1501 |
| 伊賀市 | 産業振興部 商工労働課 | 〒518-0873 | 伊賀市四十九町3184 | 0595-22-9669 |
| 名張市 | 産業部 商工経済室 | 〒518-0492 | 名張市鴻之台1-1 | 0595-63-7824 |
| 尾鷲市 | 商工観光課 | 〒519-3696 | 尾鷲市中央町10-43 | 0597-23-8215 |
| 紀北町 | 商工観光課 | 〒519-3292 | 北牟婁郡紀北町東長島769-1 | 0597-46-3115 |
| 熊野市 | 水産・商工振興課 | 〒519-4392 | 熊野市井戸町796 | 0597-89-4111(代) |
| 御浜町 | 企画課 | 〒519-5292 | 南牟婁郡御浜町大字阿田和6120-1 | 05979-3-0507 |
| 紀宝町 | 産業振興課 | 〒519-5701 | 南牟婁郡紀宝町鶺殿324 | 0735-33-0336 |

三重県信用保証協会

信用保証協会は、信用保証協会法に基づいて設立された認可法人です。

中小企業の皆さまが、事業資金を借り入れるとき、あるいは私募債を発行するとき、信用保証協会が公的な保証人となることで、金融円滑化を図る機関です。中小企業の育成を金融の側面から支援するこの仕組みを「信用保証制度」といいます。

三重県をはじめ各都道府県など、全国をあわせて51の信用保証協会があります。三重県信用保証協会は、昭和24年(1949年)に設立され、国および地方公共団体の支援のもとに各金融機関と協調して中小企業を応援しています。(ホームページより)

●三重県信用保証協会 ホームページ <http://www.cgc-mie.or.jp/>

【問い合わせ先】

本店(亀山市以南の方) 〒514-0003 津市桜橋3丁目399番地 電話 059-229-6011
四日市支店(鈴鹿市以北の方) 〒510-0085 四日市市諏訪町4番5号 電話 059-353-9161

※ただし、創業支援課及び管理課においては、三重県内全域を本店で担当

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

日本公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨とし、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として業務を行っています。(ホームページより)

●株式会社日本政策金融公庫 ホームページ <http://www.jfc.go.jp/>

【問い合わせ先】

津支店 〒514-0021 津市万町津133 中小企業事業 電話 059-227-0251
国民生活事業 電話 059-227-5211
四日市支店 〒510-0088 四日市市諏訪栄町1-12 国民生活事業 電話 059-352-3121
伊勢支店 〒516-0037 伊勢市岩渕2-5-1 国民生活事業 電話 0596-24-5191

公益財団法人三重県産業支援センター

公益財団法人三重県産業支援センターは、新産業の創出及び地域産業の経営革新を支援する事業を行い、地域産業の振興を図るとともに、活力ある地域経済の発展に寄与します。

●公益財団法人三重県産業支援センター ホームページ <http://www.miesc.or.jp/>

【問い合わせ先】

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階 電話 059-228-3326

●公益財団法人三重県産業支援センター 北勢支所(高度部材イノベーションセンター)

ホームページ <http://www.miesc.or.jp/amic>

【問い合わせ先】

〒510-0074 三重県四日市市鶴の森1-4-28 ユマニテクプラザ1階 電話 059-327-5830

「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に関するお問い合わせは

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 中小企業振興班

電話 059-224-2534 FAX 059-224-2078

E-mail shinsan@pref.mie.lg.jp

HP <http://www.pref.mie.lg.jp/D1K0YOKEI/84502044104.htm>